## 管 理 規 程

## 埼玉県公営企業管理規程第二号

埼玉県公営企業財務規程の 一部を改正す る 規 混程を次 0 ように 定 め る

令和六年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

を次 のように改正する。 玉県公営企業財務規 程 (昭和三十九年埼玉県公営企 業管理規程第五号)  $\mathcal{O}$ 部

 $\mathcal{O}$ 規定によ 二十二年法律第六十七号。 第二十八条の二第一項 ŋ に改 8 る。 中 「規定に基 以下 「自治法」 ーづき」 とい を っに · う。 お  $\overline{\phantom{a}}$ 11  $\mathcal{T}$ 第二百四十三条 準用 す る 地方自治 の二第 法 一項 (昭

لح い う。 第三十条第三号中 を 「自治法」 「地方自治法 に改め  $\delta_{\circ}$ (昭 和二十二年法律第六十七 号。 以 下 自 治

第九十六条の四第二項を次のように改める。

- 応じ 2 に必要と認めるときは、 、当該各号に定める期間とする。ただし、第四号の場合にお 固定資産を貸し付けることができる期間は、 同号に定める 期間を超えて貸し付けることが 次の各号に掲げる貸付 11 て、 で 管理者 けの 区 が 分 特 に
- 貸付け 借地 借家法 (平成三年法律第九十号) 五十年以上 第二十二条第一 項の 規定による土 地  $\mathcal{O}$
- 借地借家法第二十三条第 \_ 項  $\mathcal{O}$ 規定に よる土地  $\mathcal{O}$ 貸付 け 三十 年 以上 五. +年
- 三 満 借 地 家 法第二十三条第二 項  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ る 土 地  $\mathcal{O}$ 貸 付 け +年 以 上三十 年未
- 兀 年以内 前三号  $\mathcal{O}$ 場合を除 < ほ か 土地及 び そ  $\mathcal{O}$ 定着物 建 物 を除 <\_ .  $\mathcal{O}$ 貸 付 け +

五 建物その他の物件の貸付け 五年以内

第百十条 第百十九 条 中  $\mathcal{O}$ 兀 政令第二十 第五号中 一条の  $\neg$ 政令第二十一条の十四」 五」を「政令第二十 を 一条 「政令第二十 の 十 四 \_ に 条の 改め 十三

に改める

8 第百三十四条 第百二十三条 第百三十 七 条 の二中 中 中 「政令第二十 「政令第二十 政令第二十 条の 条の \_ 十五. 条 十五」を「政令第二十 の 十 を 应 「政令第二十 を 攻 令第二十 条の 条の 十四 十四四 条  $\mathcal{O}$ に改 に 改 がめる。 める。 改

百三十 七 条の三中 「政令第二十一 条の + 四 を 「政令第二十 \_\_ 条  $\mathcal{O}$ 十三 に 改

める。

を削る。 第百三十七条の三第四項中「発注を行う本庁若しくは地域機関において、 又は」

二百四十三条の二の八」に改める。 第百四十条の二及び第百四十条の三第一項中「第二百四十三条の二の二」を「第

様式第三十七号(一)及び様式第三十七号(二)中「の満足に無づみ」を「にお

いて準用する地方自治法第243条の2第1項の規定により」以おなる。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。